

山口県漁業近代化資金実施要領

(平成 19 年 5 月 11 日水産振興第 226 号)

(趣旨)

第 1 条 漁業近代化資金に関する事務の取扱いについては、漁業近代化資金融通法（昭和 44 年 6 月 26 日法律第 52 号）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和 44 年 7 月 31 日政令第 209 号。以下「法施行令」という。）、漁業近代化資金融通法施行規程（平成 28 年 11 月 29 日農林水産省告示第 2373 号。以下「施行規程」という。）、漁業近代化資金融通要綱（平成 17 年 4 月 1 日 16 水漁第 2705 号農林水産事務次官依命通知）、山口県補助金等交付規則（平成 18 年 12 月 5 日山口県規則第 138 号）及び山口県水産振興資金利子補給金等交付要綱（平成 19 年 3 月 28 日付け平 18 水産振興第 1203 号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要領において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化並びに漁業者等の生活の向上に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金をいう。

2 この要領において漁業近代化資金の借受資格者である「漁業者等」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 漁業を営む個人

(2) 漁業生産組合

(3) 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が 3000 トン以下であるもの

(4) 水産加工業を営む個人

(5) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であって、その常時使用する従業者の数が 300 人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が 1 億円以下であるもの

(6) 漁業協同組合（以下「漁協」という。）

(7) 漁業協同組合連合会

(8) 水産加工業協同組合（以下「加工協」という。）

(9) 水産加工業協同組合連合会

(10) 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、第 1 号から第 9 号までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）

(11) 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、第 1 号から第 9 号までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業

又は水産加工業を営む者を除く。)

- (12) 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が300人以下であるものに限る。）であつて、第1号又は第3号から第5号までに掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲及び次に掲げる事項について基準に従つた規約を有しているもの

ア 事項

(ア) 団体の目的

(イ) 団体の意思決定の機関及びその決定の方法

(ウ) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項

(エ) 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法

イ 基準

(ア) 水産業の経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。

(イ) 代表者の選任の手続きを明らかにしていること。

(ウ) 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

(エ) 会費又は漁業近代化資金の融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法が衡平を欠くものでないこと。

- 3 この要領において「融資機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「水協法」という。)

第11条第1項第3号の事業を行う漁協

(2) 水協法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会

(3) 水協法第93条第1項第1号の事業を行う加工協

(4) 水協法第97条第1項第1号及び第2号の事業を併せて行う水産加工業協同組合連合会

(5) 農林中央金庫

(制度運用の基本方針)

第3条 この制度は、漁業の発展と漁業者等の生活の向上に資することを目的とするものであるので、関係市町は積極的に参画するものとし、他の漁業関係機関と連絡を密にしながら、真に地域漁業の近代化のため有効適切に運用されるよう努めるとともに、漁協等（第2条第2項第6号から第12号までに掲げるものをいう。以下同じ。）系統融資機関の健全な発展に寄与するよう他の制度金融との関連を考慮し、十分調整を図りつつ、運用するものとする。

- 2 この制度が、漁協等系統融資機関による長期かつ低利資金の円滑な融資を図り、併せて漁協系統組織の育成発展に資することをその目的としているので、漁協等系統機関は自主的な努力により貯蓄の一層の増大に努めることはもとより、貸出体制の整備強化及び経営の改善による資金コストの合理化を今後さらに積極的に推進するものとする。

- 3 漁業近代化資金の貸付けは、当該貸付対象事業によって漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化並びに漁業者等の生活環境の整備が促進される、次の各号に該当するものにつき行うこととする。

(1) 漁船隻数の増加又は協業若しくは合併に伴う漁船の更新等によって漁場利用の合理化を図りつつ、経営規模を拡大するものであること。

(2) 漁船の動力化、大型化、省力化、省エネルギー化、安全性能の向上、船内労

働環境の改善等によって、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであること。

- (3) 水産資源を適正に利用しつつ、生産性の高い漁業への転換を図るものであること。
- (4) 能率的な漁具又は能率的な漁法を行うのに必要な施設の導入を図るものであること。
- (5) 養殖業の経営規模の拡大、養殖方法の改善又は経営の合理化に必要な施設等の導入を図るものであること。
- (6) 水産加工業の経営規模の拡大、装備の近代化、省エネルギー化、加工方法の改善又は経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。
- (7) 漁協等が、その構成員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため、水産物の流通及び加工施設の整備改善並びに漁場の改良、水産動植物の増殖、就業者の養成確保又は漁村における環境整備等のための施設の導入を図るものであること。
- (8) 水産畜養殖事業における不振経営体の健全な育成を図るために必要な運転資金であること。
- (9) 漁業者等の生活環境の整備のため施設等の導入を図るものであること。
- (10) 融資対象施設が漁業の許可、免許に関するものは漁業法、山口県漁業調整規則等の法令及び許可又は免許の方針に適合したものであること。

(漁業近代化資金の合計額の貸付限度額)

第4条 一漁業者等に係る漁業近代化資金貸付金（別表2の第8号資金に係る貸付金を除く。）の合計額の限度は、別表1の「貸付対象者」欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の「貸付限度額」欄に掲げる金額とする。

ただし、次に掲げる理由がある場合において、県の区域を超える区域を地区とする漁協等については農林水産大臣、それ以外の者については知事が承認したときは、その承認した額を貸付限度額とする。

- (1) 漁業近代化資金を借り入れる一漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであること。
- (2) 漁業近代化資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。

2 貸付限度額とは貸付金の残高の合計額をいい、既貸付金について既に償還が行われている場合は、貸付限度額から既貸付金の残高を差し引いた額が新規に貸し付けることができる限度額とする。

(漁業近代化資金の種類等)

第5条 漁業近代化資金の種類、償還期限、貸付利率、利子補給率及び事業の範囲は、法施行令第2条及び施行規程第2条のとおりであるが、具体的には、別表2のとおりとする。

(償還方法)

第6条 償還方法は原則として元本均等年賦又は半年賦償還とし、償還期日は6月30日又は12月31日とする。

(融資率)

第7条 漁業近代化資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から、漁業近代化資金（別表2の第8号資金を除く。）に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

ただし、次に掲げる場合においては、知事が承認した融資率とする。

- (1) 別表2の沿岸漁業再生枠に係る資金を貸し付ける場合。
- (2) 資金を借り入れようとする漁業者等の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されている場合。

(市町の協調利子補給)

第8条 市町は、漁業者等の負担の軽減を図り、漁業の近代化をより促進するため、別途1パーセント以上の協調利子補給を行うよう努めるものとする。

(事前着工の禁止)

第9条 利子補給決定通知の前の事業着工（以下「事前着工」という。）は、本制度の運用方針に沿わないので原則として認めない。ただし、漁船建造における漁期の関係から事前着工を余儀なくされる等真にやむを得ない場合は、利子補給申請書の提出後の事前着工を認めるものとする。

(融資目標額)

第10条 市町長は、管下漁協等を通じて漁業近代化資金の資金需要を調査の上、県が別途通知する期日までに調査票（別記第1号様式及び第2号様式）1部を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の調査表の内容を審査の上、当該市町長に対し、融資目標額を通知するものとする。

(借入手続)

第11条 漁業近代化資金の借入希望者は、借入申込書（別記第4号様式又は第5号様式。見積書、利用計画書等の添付書類を含む。以下同じ。）を作成し、融資機関に提出するものとする。

(利子補給事業に係る利子補給申請)

第12条 融資機関の長は、県の利子補給を受けて漁業者等に資金を融資しようとする場合は、利子補給申請書（交付要綱別記第1号様式）2部及び借入申込書の写し2部を当該融資機関の主たる事務所の所在地の市町長（以下「市町長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。ただし、融資機関が、2以上の市町にまたがる事業及び共同利用施設（市町の利子補給のあるものを除く。以下同じ。）について漁業近代化資金を融資しようとするときは、市町長を経由せず直接申請書等を知事に提出することができる。

- 2 融資機関の長は、利子補給申請書を提出した後、県の利子補給の諾否の決定までの間に、貸付利率等の変更があった場合、速やかに利子補給変更届出書（別記第8号様式）を提出するものとする。
- 3 市町長は、融資機関の長から利子補給申請書等の提出があったときは、第10条第2項の融資目標額の範囲内において漁業近代化資金に関する調書（別記第7号様式）を提出するものとする。

式) 正 1 部に、第 1 項により融資機関の長から提出された利子補給申請書 1 部及び借入申込書の写し 1 部を添えて知事に提出するとともに、これらの書類の写し及び漁業近代化資金審査表(別記第 3 号様式。以下「審査表」という。) 1 部を管轄の農林水産事務所長又は水産振興局長に提出するものとする。

- 4 農林水産事務所長又は水産振興局長は、市町長から審査表の提出があったときは、その内容を審査の上、所長の意見を記入し、ぶちうまやまぐち推進課に提出するものとする。

(利子補給補助事業に係る申請)

第 1 3 条 融資機関の長は、市町の利子補給及び県の利子補給補助を受けて漁業者等に資金を融通しようとする場合は、利子補給申請書 1 部及び借入申込書の写し 2 部を市町長に提出しなければならない。

- 2 市町長は、融資目標額の範囲内において利子補給の決定を行うものとする。ただし、利子補給の決定を行う事前において、次項により知事に協議するものとする。
- 3 前項の事前協議に当たっては、利子補給協議書(交付要綱別記第 3 号様式) 1 部に、融資機関の長から市町長あてに提出された利子補給申請書の写し及び借入申込書の写し各 1 部を添付して行うものとする。

(貸付限度額の特認申請)

第 1 4 条 第 4 条の貸付限度額を超えて資金を融通しようとするときは、融資機関の長は、あらかじめ知事に対して貸付限度額の特認申請を行うものとする。

(利子補給の決定)

第 1 5 条 県は、第 1 2 条第 3 項により市町長から提出のあった漁業近代化資金に関する調書その他関係書類を毎月 1 5 日に締め切り、その内容を審査の上、利子補給の諾否を決定し、市町長を経由して融資機関の長に通知するものとする。

- 2 県は、利子補給承諾書(交付要綱別記第 2 号様式)に利子補給決定金額その他必要事項を記入の上利子補給の決定を通知するものとする。
- 3 前項の決定通知を受理した市町長は、融資機関の長に通知するとともに、直ちに第 8 条の市町の協調利子補給についての決定通知を融資機関の長に行うものとする。
- 4 前 3 項の規定は、第 1 3 条の利子補給補助事業に係る申請について準用する。
- 5 2 以上の市町にまたがる事業及び共同利用施設については、直接融資機関の長に決定通知を行うものとする。

(貸付条件の変更)

第 1 6 条 融資機関が利子補給決定事項について変更を加えようとするときは、利子補給変更申請書(交付要綱別記第 7 号様式)に変更調書(交付要綱別記第 7 号様式付表)を知事に提出するものとし、この申請の手続きは第 1 2 条に準ずるものとする。

- 2 自然災害等により漁業経営に支障を来し、漁業近代化資金の返済が困難となった借受者について、当該資金の償還期限(据置期間を含む。)を延長することにより、その漁業経営の維持、安定が図られ、当該資金の円滑な償還にも資すると認められるときは、法施行令第 2 条の表及び施行規程第 2 条第 8 項の表に定められた範囲内で当該期限を延長することができる。
- 3 利子補給補助事業についても前 2 項に準じて取り扱うものとする。

(貸付実行及び貸付後の資金管理等)

第17条 融資機関は、第15条の決定に基づき貸付けの諾否の決定を行い、貸付けを実行するものとする。

2 融資機関は、毎月の貸付実行状況を翌月の5日までに貸付実行報告書(交付要綱別記第5号様式)により、市町を経由して知事に報告するものとする。

3 融資機関が漁業近代化資金を貸し付ける場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 貸付実行は、知事の利子補給決定後に行うものとする。

(2) 貸付実行は、原則として、利子補給決定日から3か月以内に完了するものとする。ただし、県の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の責めに帰さない事情により融資機関が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(3) 融資機関は、貸付金の管理について十分留意するとともに、貸付台帳、借用証書、その他の関係書類を保管するものとする。

(4) 貸付金の払出しにあつては、借受者の必要に応じ請求書等により、使途確認の上、払出し資金が適正に使用されるよう留意するとともに、領収書等(見積書、納品書、請求書、契約書等を含む。)の証票書類の写しを融資機関において保管するものとする。

4 融資機関は、借受者が事業を完了したときは、漁業近代化資金事業完了報告書(別記第9号様式)を徴するものとする。

(利子補給金等の交付)

第18条 融資機関の長は、各期毎に県が別途通知する期日までに償還実績報告書(交付要綱別記第6号様式)2部を市町長へ提出し、提出を受けた市町長は、償還実績報告書の内容を精査の上、取りまとめ、各期毎に県が別途通知する期日まで、知事に各1部提出するものとする。

2 知事は前項により提出のあった償還実績報告書を電算処理し、「利子補給金算出内訳書」(別記第11号様式)2部(1部市町分)を市町を経由して融資機関の長に送付するものとする。

3 融資機関の長及び市町長は前項の利子補給金算出内訳書の内容を精査し、利子補給金等を請求するものとする。ただし、疑義があれば、直ちにぶちうまやまぐち推進課に報告し指示を受けるものとする。

4 融資機関の長は、利子補給金の交付を請求するときは、各期毎に県が別途通知する期日までに市町長を経由して利子補給金交付請求書(交付要綱別記第9号様式)1部を知事に提出するものとする。ただし、知事が市町長を経由する必要がないと認める場合は、経由しないことができる。

5 利子補給補助金の交付申請に当たって、市町は、各期毎に県が別途通知する期日までに補助金交付申請書(交付要綱別記第10号様式)及び収支予算書(交付要綱別記第10号様式付表)2部を知事に提出するものとする。

(中小漁業融資保証制度との関連)

第19条 漁業者等に対する漁業近代化資金の融通の円滑化を図り、本資金の原資となる漁協系統資金の保全を図るために山口県漁業信用基金協会は、可能な限り漁業近代化資金の債務保証を行うものとする。

(株式会社日本政策金融公庫との関係)

第20条 漁業近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金(以下「公庫資金」という。)との融資分野は、次によるものとする。

- (1) 漁業近代化資金は組合系統資金によって融資することが適当な分野を担当するものとする。
- (2) 公庫資金は、漁業基盤整備資金、漁業経営改善支援資金のような生産基盤の整備、経営改善等政策的必要度の高い分野を担当するものとする。
- (3) 前2号のほか、株式会社日本政策金融公庫は、組合系統に属さないものその他系統の融資により難しいものに対して融資を行うものとする。
- (4) 同一融資対象につき漁業近代化資金と公庫資金を併せて貸し付けること（いわゆる協調融資）は、行わないものとする。

（補助金との関係）

第21条 国、県又は市町の補助金の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分については、漁業近代化資金を融通することはさしつかえない。また、漁業近代化資金融資の借入れにより行った事業につき、国、県又は市町の補助金の交付決定を受けたときは、当該資金の償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく借入金債務に充てるものとする。

（地方税法の特例）

第22条 水産業協同組合が漁業近代化資金の貸付け（融資機関において、当該貸付けの申込みの受理が平成29年3月31日までに行われたものに限る。）を受けて漁業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を平成29年4月1日以後に取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合にあっては、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第9条第3項）

2 漁協、漁業協同組合連合会、加工協又は水産加工業協同組合連合会が漁業近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（1台又は1基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が330万円以上のものに限り、農山漁村環境整備のための必要なものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は、当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている。（地方税法第349条の3第4項、地方税法施行令第52条の2の2及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第11条）

3 漁協、水産協同組合等が設置する漁業者の共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は漁業近代化資金の貸付けを受けて設置されるものであって保管、加工又は流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている。（地方税法第701条の34第3項第12号、地方税法施行令第56条の28第2項及び地方税法施行規則第24条の4）

（電子計算組織）

第23条 漁業近代化資金は、電子計算組織による事務処理を行うが、これに伴う各種コードは別表2及び別に定める「漁業近代化資金コード」のとおりとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、山口県漁業近代化資金利子補給補助金交付要綱（平成 8 年 5 月 24 日施行）及び山口県漁業近代化資金取扱要領（昭和 60 年 4 月 27 日付け漁政第 169 号）（以下「旧要綱等」）は廃止する。

ただし、本要綱の施行前に旧要綱等の規定により行うこととされている事業実施後の措置、報告等については、なお、従前の例によることとする。

[略]

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 10 月 19 日から施行する。
- 2 この要領の施行前に改正前の山口県漁業近代化資金実施要領の規定に基づいて貸し付けられた漁業近代化資金の利子補給率については、なお、従前の例による。

別表1

貸付対象者	貸付限度額	備考
1 第2条第2項第6号から第11号に掲げるもの	12億円	
2 次の各号に掲げるもの (1) 第2条第2項第1号から第3号に掲げるもののうち、総トン数20トン以上130トン未満の漁船を使用して漁業を営むもの (2) 第2条第2項第2号又は第3号に掲げるもののうち、養殖業を営むもの (3) 第2条第2項第1号から第5号までに掲げるもの(第2号に掲げるものを除く。)のうち、漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。)、養殖業又は水産加工業のいずれか2つ以上を併せ営むもの (4) 第2条第2項第12号に掲げるもののうち、総トン数20トン以上130トン未満の漁船を使用して漁業を営むもの、養殖業を営むもの又は漁業(総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。)及び水産加工業を併せ営むもの	3億6千万円	1 (1)に掲げるものについては、総トン数20トン以上130トン未満の漁船の改造、建造又は取得に必要な貸付金を借り受けるもの及び貸付金を借り受けているもの 2 (2)に掲げるものについては、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な貸付金を借り受けるもの及び借り受けているもの 3 (3)に掲げるものについては、総トン数20トン未満の漁船の改造、建造若しくは取得、養殖業に必要な施設の改造、造成若しくは取得若しくは水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な貸付金を借り受けるもの及び借り受けているもの並びに総トン数20トン未満の漁船の改造、建造若しくは取得又は水産加工業に必要な改良、造成若しくは取得に必要な貸付金を借り受ける団体及び借り受けている団体
3 次の各号に掲げるものであって、2に掲げるもの以外のもの (1) 第2条第2項第1号に掲げる者のうち、漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営むものであって、次のアからエに掲げる者 ア 漁船を使用して営む漁業(養殖業を除く。)に必要な20トン未満の漁船の改良、建造又は取得に必要な貸付金を借り受ける者 イ 漁船を使用して営む漁業(養殖業を除く。)に必要な漁船以外の施設の改良、建造又は取得に必要な貸付金を借り受ける者 ウ 養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な貸付金を借り受ける者 エ 漁家民宿施設の改良、造成又は取得に必要な貸付金を借り受ける者 (2) 第2条第2項第2号から第5号に掲げるもの (3) 第2条第2項第12号に掲げるもののうち、漁業又は水産加工業を営むもの	9千万円	
4 第2条第2項第1号に掲げる者であって、別表1の2及び3に掲げるもの以外の者	1千8百万円	
5 第2条第2項第1号に掲げる者のうち、養殖事業の不振経営体(のり養殖漁業者等)	3千万円	別表2の8号資金(養殖事業運転資金)を借り受ける者及び借り受けている者

注1) 農林水産大臣が漁業の種類を指定し、その漁業に従事する漁船につき130トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。

注2) 別表中2(2)に掲げるものに対する貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、1億8千万円以内で取り扱うものとする。

注3) 別表2(3)に掲げるもの及び(4)に掲げるもののうち(総トン数20トン未満の漁船を使用するものに限る。)及び水産加工業を併せ営むものに対する貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、1億5千万円以内で取り扱うものとする。

注4) 漁村給排水施設資金の貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、1,200万円以内で取り扱うものとする。

注5) 初度的経営資金の貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、1,500万円以内で取り扱うものとする。

注6) 漁家民宿施設資金の貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、4,000万円以内で取り扱うものとする。

注7) 特定の漁家住宅資金の貸付限度額の適用に当たっては、当分の間、1,800万円以内で取り扱うものとする。

注8) 1から4までの貸付限度額の適用に当たっては、別表2の第8号資金は含めない。

別表2

資金の種類	貸付対象事業	資金コード	償還期限	事業	貸付利率	利子補給率	事業の範囲	留意事項
1号資金	20t未満漁船の新船建造・新船購入	A10	20年以内(うち据置期間3年以内) ただし、木船にあっては、9年以内(うち据置期間2年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等年 0.40%	知事が認定した経営改善計画に基づく新船建造・新船購入	1 代船建造又は代船購入については、被代船の経過年数が、鋼船・FRP船・アルミ船については7年以上、木船については5年以上であること。 2 漁船等の取得改造については、原則として当該漁船等の法定耐用年数の残存期間とする。 3 いか釣り機又はネットホーラー等の船体に固定し、動力により作動するものは、漁具ではなく漁船の一部とみなす。
	* 沿岸漁業再生枠 20t未満漁船の新船建造・新船購入	A11						
	20t未満漁船の中古船購入	A20						
	20t未満漁船の船体の改造 (増トン、減トン、活間工事等の船体部分の改造)	A30						
	20t未満の漁船の船体以外の部分の改造 (機関換装、無線機、レーダー、プロッター、潮流計、魚群探知機、操舵器等の機器の換装や設置)	A40						
2号資金	20t以上130t未満漁船の新船建造・新船購入	B10	20年以内(うち据置期間3年以内) ただし、木船にあっては、9年以内(うち据置期間2年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%		
	20t以上130t未満漁船の中古船購入	B20						
	20t以上130t未満漁船の船体の改造(増トン、減トン、活間工事等の船体部分の改造)	B30						
	20t以上130t未満の漁船の船体以外の部分の改造 (機関換装、無線機、レーダー、プロッター、潮流計、魚群探知機、操舵器等の機器の換装や設置)	B40						
3号資金	漁船漁具保管修理施設 (漁船修理施設・漁船機関修理施設・漁具倉庫・船揚施設・染網施設)	C00	15年以内(うち据置期間3年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、20年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等年 0.40%	1 附帯施設は、当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設(電気施設、用排水施設、上下水道等)を含むことができる。 2 敷地の取得費は、当該施設に必要な最小限度(建築物の建坪率で除した面積の範囲等又は総事業費の2分の1以下をいう。)を含めることができる。	
	漁業用資材保管施設(給油タンク・資材餌料保管施設)	C10						
	漁業用油water供給施設(給油船・給水施設)	C20						
	養殖池	C31						
	畜養池	C32						
	水産種苗生産施設(種苗施設・飼育池)	C33						
	養殖用作業舎	C34						
	水産物処理施設(荷さばき所・水揚機械・給排水施設・衛生施設 消火施設・構内舗装・計算センター・海水浄化施設・トラックスケール)	C40						
	水産物保蔵施設(水産物倉庫・冷蔵施設)	C50						
水産物加工施設	C60							

資金の種類	貸付対象事業	資金	償還期限	事業	貸付利率	利子補給率	事業の範囲	留意事項
		コード						
3号資金	製水冷凍施設	C70	15年以内(うち据置期間3年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、20年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等年 0.40%		
	水産物等運搬施設	C80						
	水産物販売施設							
	漁業用通信施設(漁業用無線陸上施設・テレックス)	C90						
4号資金	漁場改良造成用器具(ブルドーザー・パワーショベル)	D10	7年以内(うち据置期間2年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、10年以内(うち据置期間2年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等年 0.40%		
	漁船用油水分給用器具(給油車・給水車)	D20						
	水産種苗生産用器具(ヒーター・培養器)	D30						
	養殖用餌料供給器具(給餌器・ミンチ・チョッパー)	D40						
	養殖用肥料薬剤器具(浮タンク・散布機械)	D50						
	養殖水産物収穫用器具(のり摘み器)	D60						
	水産物等運搬用器具(運搬車・フォークリフト)	D70						
	生産経営管理・情報処理用器具(コンピュータ)	D80						
5号資金	漁具(魚網・アバ・沈子・ブイ・集魚灯・潜水器具・えり・やな・かご)	E10	5年以内(うち据置期間2年以内) ただし、大型定置網(漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業に係る定置網をいう。)にあっては、10年以内(うち据置期間2年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%		養殖施設とは、水面に敷設される施設で、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設浮流し式養殖施設及び小割り式養殖施設とする。
	養殖いかだ	E20						
	知事指定施設 (はえなわ式養殖施設・仕切網養殖施設・ひび建養殖施設・浮き流し式養殖施設・小割り式養殖施設)	E30						
6号資金	1 養殖資金 通常1年以上の機関育成する水産動植物の種苗の購入(借受者が自ら育成しようとする場合に限る。)又は育成に必要な資金	F10	5年以内(うち据置期間2年以内) ただし、ぶり、ほたて貝及び真珠の養殖又は増殖については据置期間3年以内	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%		対象となる水産動植物とは、あかがい、あさり、あじ、あわび、いしだい、いわがに、うなぎ、うに、かき、かきご、くるまえび、こい、こんぶ、さけ、さば、真珠貝、すぎ、すずき、すっぽん、たい、テラピア、とうごろういわし、とこぶし、どじょう、にべ、はた、はまぐり、ひおうぎがい、ひらめ、ふぐ、ぶり、ほたてがい、ほや、めばる及びわたりがにをいう。
	2 増殖資金 水産動植物の種苗の購入(借受者が自ら育成しようとする場合に限る。)又は育成(借受者が放流までの間、自ら育成しようとする場合に限る。)に必要な資金							対象となる動植物とは、あかがい、あさり、あわび、いわがに、うに、くるまえび、さけ、たい、とこぶし、はまぐり、ひらめ、ほたてがい又はわたりがにをいう。
7号資金	漁村情報処理・通信施設(有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。)、漁船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、漁村広場、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村多目的施設、生活安全保護施設、連絡道及び廃棄物処理施設	G10	20年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 0.40%	第3号資金の項に掲げる事業費の範囲に係る取扱いに同じ。	

資金の種類	貸付対象事業		資金コード	償還期限	事業	貸付利率	利子補給率	事業の範囲	留意事項
8号資金	養殖事業運転資金	養殖事業の不振経営体(のり養殖業者等)への運転資金	J00	2年以内	補助	別途通知するところによる	年 0.45%		県の利子補給補助率 0.225%
10号資金	漁場改良造成施設資金	漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金	H10	12年以内(うち据置期間2年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等 年 0.40%	1 第3号資金の項に掲げる事業費の範囲に係る取扱いに同じ。 2 漁家住宅資金の取扱いについては、次のとおりとする。 (1) 住宅の規模は、造成等を行った後の1戸当たりの延床面積(ベランダ、バルコニー及び共同住宅の場合は廊下、階段等の共有部分を除く。)が120平方メートル以下のものとする。ただし、次に掲げるものについては、120平方メートル以下を、150平方メートル以下と読み替えるものとする。 ア 貸付対象住宅に60歳以上の老人を含み3人以上の親族が同居するとき。 イ 貸付対象住宅に6人以上の親族が同居するとき。 (2) 取得する住宅については借入申込日前10年以内に建築された建物であって、前号アに掲げる要件に適合するものとする。 (3) 土地の面積は、前号に係る建築面積の2倍以下のものとする。 3 初度経営資金とは、経営の転換等に伴って必要となる初度投資費用であって償還に1年以上を要する次に掲げるものとする。 (1) 燃油、えさ、薬品等の購入費、原魚買付費、光熱水料、雇用労賃等の直接的現金経費 (2) 小漁具の購入費 (3) 漁業用施設、漁業用機具及び漁具の修繕費 (4) 水産加工用施設及び水産加工用機具の修繕費 (5) 漁業経営及び水産加工業の近代化に必要な技術修得費	
	共同利用船舶資金	漁協、漁連、水産加工業組合、生産組合、漁業会社、水産加工会社、水産関係第3セクターが共同利用する船舶の建造、改造又は取得する資金(監視船・指導船)	H20	15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 0.40%		第1号から第4号資金を除く。
	公害防止施設資金	水産物の処理加工に伴って生じる公害を防止するために必要な施設の改良、造成又は取得する資金	H30	12年以内(うち据置期間2年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等 年 0.40%		
	海浜等環境活用施設資金	釣り場、潮干狩り場、管理施設、水産物直販場、漁家民宿施設、遊漁船、休養施設、特産品加工施設、自然生態観察施設等		12年以内(うち据置期間2年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給				
	漁村給排水施設資金	漁業者、生産組合、漁業会社、水産加工業者、水産加工会社が漁村における給排水施設、浄化施設の設置又は改良に必要な資金(屋外排水管と接続する屋内排水管及びそれと直接接続する便器、洗面台、浴槽、流し台)		15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%		漁村給排水施設のうち屋内施設の設置については、浄化槽と排水等の屋外施設と同時一体的に整備されるものに限る。また、漁業集落環境整備事業等との整合性に配慮する。
	漁家住宅資金	漁家住宅資金は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村及び過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(以下「離島振興対策実施地域等」という。)内の留意事項に該当する漁業者が行う漁家住宅の改良、造成又は取得に要する資金(当該造成等に必要な土地購入資金を含む。)	H40	15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%		対象者は次の者とする。 1 漁業後継者(現在漁業を営み(漁業の従事を含む。以下同じ。)、かつ将来も漁業を営むことが確実と認められる者であって、婚姻の相手方が定まったときから婚姻関係成立後5年以内までの者)又はその者の直系尊属(当該漁業後継者に貸し付けることが困難な場合に限る。) ただし、当該漁業後継者が満25歳以上の場合は、婚姻の相手方が定まっていなくても申請できる。 2 漁業及び水産加工業の生産に伴って生じる公害を防止するために移転する者 3 国、県又は市町の作成した計画に基づく、事業の実施に伴い移転する者(移転補償金をもらった者を除く。)

資金の種類	貸付対象事業		償還期限	事業	貸付利率	利子補給率	事業の範囲	留意事項
		資金コード						
10号資金	初度的経営資金	次の者が経営転換の初期段階に必要なとする資金 1 漁業情勢の変化等により、漁業種類の転換を図ろうとする者 2 経営規模の拡大を図ろうとする者 3 水産加工業で、原材料や製品、加工方法の転換、改良を図ろうとする者 4 新たに漁業や水産加工業に着業しようとする者 5 災害等のやむを得ない事情により漁業や水産加工業を中断していた者が再び事業を再開しようとする者	H50	5年以内(うち据置期間2年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25%	4 海浜等環境活用施設資金は、次のとおりとする。 (1) (2)から(4)までに掲げる施設以外の施設にあっては、農林水産大臣が別に定める要件を満たすものであること。 (2) 漁家民宿施設にあっては離島振興対策実施地域等内の漁業者が宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設(スポーツ施設等の附帯施設を含む。)であって、次の要件を満たすものと知事が認めたものとする。 ア 次の要件の全てを満たす漁業者が設置するもの (7)当該地域に引き続き定住して漁業経営の継続に意欲を有する者であって、その営む漁業と併せ行う当該施設の経営によって収入を確保することが適当であると認められる者
	密漁監視施設資金	沿岸水域等の水産資源の保護・育成のための漁場、養殖場等における密漁の監視に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金		12年以内(うち据置期間2年以内) ただし、漁協等が借り受ける場合は、15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等 年 0.40%	
	水産労働力確保施設資金	水産労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金		15年以内(うち据置期間3年以内)	利子補給	別途通知するところによる	年 1.25% →漁協等 年 0.40%	水産労働力確保施設とは、雇用労働者に提供する宿泊施設及び休憩施設(食堂、浴室等)
	後継者育成資金	貸付申請時の年齢が、16才～39才の者又はその直系尊属(当該者に貸し付けることが困難な場合に限る。)で、留意事項に掲げるいずれかの要件に該当する者が、第1号、第3号、第5号及び第6号資金にかかる建造、取得、改造、改良及び造成に必要な資金並びに第10号資金の特定漁家住宅資金及び初度的経営資金を借り入れる場合に上乗せ利子補給をするもの。	—	対象となる各資金に同じ。	利子補給及び補助	別途通知するところによる	年 0.00%	(イ)その保有する土地又は家屋を用いて当該施設を改良し、又は造成する者 イ 附帯施設については、当該施設の機能を発揮する上で必要不可欠であり、かつ、その規模が本体施設の利用者の数その他の事情に照らし適大な規模でないと認められるもの 県の上乗せ利子補給補助率'0.00% 対象者は次の者とする。 1 総収入のうち漁業収入の占める割合が50%以上の者で、今後漁業を継続して行うと漁協長が認める者。 2 将来、漁業経営を実質的に承継し、5年以内に総収入のうち漁業収入の占める割合が50%以上になると漁協長が認める者。 3 漁業以外の職業からの転職者で、新たに漁業に就業する者で、将来、その地区の水産業の振興の貢献すると漁協長が認める者。

								<p>(3) 遊漁船にあっては、離島振興対策実施地域等、内の第2条第2項第1号、第3号又は第6号に掲げる者で遊漁船業の適正化に関する法律(昭和63年法律第99号)第4条第1項に規定する遊漁船業者の登録を受け、又は受けることが確実と見込まれるものが改造し、建造し、又は取得する総トン数20トン未満のものであること。</p> <p>(4) 屋内外調理施設にあっては、離島振興対策実施地域等内の漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は当該地域に引き続き定住して漁業経営の継続に意欲を有する漁業者であって経済的条件等からみて漁業経営の安定を図るためには、屋内外調理施設による収入の確保が適していると認められるものが設置するものとする。</p> <p>5 漁村給排水施設資金中、漁村給排水施設の範囲は共同利用の水道施設又は下水道施設の接続する給排水施設並びに生活雑排水等による水質汚濁が漁業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると知事が認めた地域内において設置する浄化槽、これらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時に一体的に整備される屋内施設(屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。)とする。なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認にあたっては、漁業集落環境整備事業等との整合性に配慮するものとする。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--

注1) この表において「漁協等」とは、第2条第2項(6)から(11)に掲げる者をいう。

注2) この表において「→漁協等」とは、漁協等が借り受ける場合を示す。

注3) 貸付利率が同率の二以上の種類の資金(第6号資金を除く。)を同時に貸し付ける場合における償還期限は、令第2条においてその貸付資金の種類のうち最も長いものに係る当該期間以内とされているが、償還方法(2)の元本均等償還とするとき、加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期間以内とすることができる。

備考1 農林中央金庫が貸し付ける資金の利子補給率は、この表の定めにかかわらず、次のとおりとする。

1号、3号から6号まで及び利子補給事業に係る10号資金に係る利子補給率は、年1.05%、2号資金に係る利子補給率は年1.05%(漁協等に貸し付ける1号、3号、4号、7号及び利子補給事業に係る10号資金にあっては年0.40%とする。

備考2 8号資金及び10号資金につき、県が利子補給を行う場合の当該資金に係る利子補給率は、それぞれ当該資金に係る補助率の2倍に相当する額とする。